

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請者（法人にあっては条例第27条第1項第3号に規定する役員（以下「役員」という。）、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者<u>にあっては登録申請者及びその法定代理人（法人にあってはその役員。第17条において同じ。）</u>）の略歴書（第13号様式）及び住民票の抄本（これに代わる書面を含む。以下同じ。）</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第2号又は第4号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請者（法人にあっては条例第27条第1項第3号に規定する役員（以下「役員」という。）、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者<u>にあっては登録申請者及びその法定代理人</u>）の略歴書（第13号様式）及び住民票の抄本（これに代わる書面を含む。以下同じ。）</p> <p>(3)・(4) 略</p>

（表面）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

屋外広告業登録申請書

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊞

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

香川県屋外広告物条例第26条 第1項 第3項 の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 の 区 分		新 規	更 新
現に受けている登録の登録番号（更新の場合）		香川県屋外広告業登録第 号	
登録申請者	住 所 〔 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地 〕	郵便番号（ - ）	
	（ふりがな） 氏 名 〔 法人にあっては、 名称及び代表者 の氏名 〕		
	電 話 番 号		
役員の氏名（法人の場合）			

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

（表面）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

屋外広告業登録申請書

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊞

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

香川県屋外広告物条例第26条 第1項 第3項 の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 の 区 分		新 規	更 新
現に受けている登録の登録番号（更新の場合）		香川県屋外広告業登録第 号	
登録申請者	住 所 郵便番号（ - ）		
	（ふりがな） 氏 名 〔 法人にあっては、 名称及び代表者 の氏名 〕		
	電 話 番 号		
役員の氏名（法人の場合）			

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

法定代理人 (未成年者 の場合)	住所 (法人にあっては、 主たる事務所の 所在地)	郵便番号 (—)	
	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者 の氏名)		
	電話番号		
役員の氏名 (法人の場合)			
香川県の区域 (高松市の区域を除く。) 内において営業を行う営業所			
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
添付書類	1 誓約書 2 登録申請者 (法人にあっては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人 (法人にあってはその役員)) の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあっては、登記事項証明書 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本		

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

(裏面)

法定代理人 (未成年者 の場合)	住所	郵便番号 (—)	
	(ふりがな) 氏名		
	電話番号		
香川県の区域 (高松市の区域を除く。) 内において営業を行う営業所			
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
添付書類	1 誓約書 2 登録申請者 (法人にあっては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人) の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあっては、登記事項証明書 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本		

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

誓 約 書

香川県知事 殿

私は、香川県屋外広告物条例第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者（屋外広告業者） 住 所

氏 名 ⑥

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

香川県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第39条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが第39条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第39条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

誓 約 書

香川県知事 殿

私は、香川県屋外広告物条例第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者（屋外広告業者） 住 所

氏 名 ⑥

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

香川県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第39条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが第39条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第39条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

屋外広告業登録事項変更届出書

香川県知事 殿 年 月 日

届出者 住所
氏名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号（ ） -

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変更前	変更後	変更年月日
新たに業務主任者となった者がいる場合は当該者の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
添付書類	1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 3 法定代理人（法人にあってはその役員。以下同じ。）の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面		

注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

屋外広告業登録事項変更届出書

香川県知事 殿 年 月 日

届出者 住所
氏名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号（ ） -

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変更前	変更後	変更年月日
新たに業務主任者となった者がいる場合は当該者の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
添付書類	1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 3 法定代理人の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面		

注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第11号様式、第12号様式及び第14号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。